

登録申請の手引き

1 障害者雇用促進企業とは

次のすべてに当てはまる事業者をいいます。

- ①本県の物品又は業務委託等契約関係の入札参加資格を有すること。
- ②県内に本店又は支店等を有すること。
- ③中小企業者であること。

※下記の表で業種ごとに定められた「資本額・出資総額」又は「常用従業員数」を満たす事業者をいいます。

- ④県内における障害者雇用率が2.3%以上であること。

※障害者雇用率は「障害者雇用促進企業登録申請書（様式第1号）」により計算してください。

《中小企業者となる要件》

業種	資本額・出資総額	常用従業員数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下

2 障害者支援施設等支援企業とは

県内の障害者支援施設等*から申請をする日において過去1年間に50万円以上の物品を購入した事業者、またはサービスの提供を受けた事業者を「障害者支援施設等支援企業」といいます。

*障害者支援施設等・・・県内の次の施設をいいます。

- ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害者支援施設若しくは同条第25項に規定する地域活動支援センター、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所又はこれらに準ずるものとして知事の認定を受けた者
- ②熊本県障がい者優先調達推進方針に定める調達の対象となる障がい者就労施設等
- ③障がい者親の会又は障害者団体等が実施主体となって、地域において障害者の就労、創作活動及び生活交流の場を提供する作業所

3 優遇措置の内容

- (1) **指名競争入札**により物品又は役務の提供を受けようとする場合（工事関係を除く）業者選定において、障害者雇用促進企業を1者追加指名します。

- (2) **随意契約**により物品又は役務の提供を受けようとする場合(定例見積、工事関係を除く)業者選定において、障害者雇用促進企業又は障害者支援施設等支援企業を1者追加します。

4 名簿の公表

障害者雇用促進企業及び障害者支援施設等支援企業に登録された方の名簿は、県庁情報プラザ及び県庁ホームページにおいて次の項目を公表します。

- ①商号・名称
- ②代表者職氏名
- ③事業所所在地
- ④連絡先
- ⑤業種

5 申請書の受付

(1) 受付期間

毎年5月1日から5月31日まで(当日消印有効)

※新たに要件を満たすこととなった場合は、随時受け付けます。

(2) 提出・問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課 管理班

郵便番号 862-8570 (県庁専用)

住 所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581 (直通)

※申請書は、郵送により提出してください。